

平成18年11月29日

各 位

本 社 所 在 地 東京都港区赤坂三丁目21番20号
会 社 名 株式会社キャリアデザインセンター
代表者の役職名 代表取締役社長兼会長 多田 弘實
(コード番号：2410)
問 合 せ 先 代表取締役副社長経営企画本部長 横田 和仁
電 話 番 号 03-3560-1601
(URL <http://type.jp/ir/>)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成18年11月29日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成18年12月22日開催予定の第15回定時株主総会に付議することを決議致しましたので、下記のとおりお知らせ致します。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 株主の皆様の利便の向上と公告掲載費用の削減を図るため、第4条に定める公告方法を電子公告に変更し、併せて電子公告ができない場合の措置について定めるものであります。
- (2) 「会社法」(平成17年法律第86号)等が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。
 - ①「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号)により、定款に定めがあるとみなされた事項として、第7条(株券の発行)、第17条(取締役会の設置)及び第30条(監査役及び監査役会)を新設し、現行定款第7条(名義書換代理人)につき変更を行うものであります。(変更定款第8条)
 - ②株主総会においてより充実した情報の開示を行うことができるよう、株主総会参考書類等の一部についてインターネット開示が認められたことから、第13条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)を新設するものであります。
 - ③株主総会における議決権の代理行使を行う代理人の員数を明確にするため、現行定款第13条(議決権の代理行使)につき変更を行うものであります。(変更定款案第15条)
 - ④取締役会の機動的な運営を図るため、その決議について書面等による承認を行うことができるよう、第25条(取締役会決議の省略)を新設するものであります。
 - ⑤社外取締役、社外監査役がその期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに、社外適任者の招聘に備えるため、それぞれ会社との間に責任限定契約を締結できるよう、第29条(社外取締役の責任免除)及び第39条(社外監査役の責任免除)を新設するものであります。なお、第29条の新設につきましては監査役全員の同意を得ております。
 - ⑥旧商法上の用語を会社法上の用語に変更するなど、会社法等の施行にあわせた所要の変更を行うものであります。
- (3) 上記の変更に伴う条数の繰下げ、表現の明確化、文言の整備等所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

定款変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

- | | |
|---------------------|------------------|
| (1) 定款変更のための株主総会開催日 | 平成18年12月22日（金曜日） |
| (2) 定款変更の効力発生日 | 平成18年12月22日（金曜日） |

以上

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(商号) 第 1 条 (条文省略)</p> <p>(目的) 第 2 条 (条文省略)</p> <p>(本店の所在地) 第 3 条 (条文省略)</p> <p>(公告の方法) 第 4 条 当社の公告は、<u>日本経済新聞に掲載する。</u> (新 設)</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行する株式の総数) 第 5 条 当社の<u>発行する株式の総数</u>は 206, 400 株とする。</p> <p>(自己株式の取得) 第 6 条 当社は、<u>商法第211条ノ 3 第 1 項第 2 号の規定により取締役会の決議をもって自己株式を買受ける</u>ことができる。 (新 設)</p> <p>(名義書換代理人) 第 7 条 当社は、<u>株式及び端株につき名義書換代理人を置く。</u></p> <p>② <u>名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</u></p> <p>③ 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）<u>及び端株原簿ならびに株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主通知の受理、質権の登録、信託財産の表示、株券の交付、株券喪失登録、届出の受理、端株の買取り等株式及び端株に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においては、これを取扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規則) 第 8 条 当社の<u>株券の種類並びに株式の名義書換、実質株主通知の受理、株券の交付、株券喪失登録、端株の買取りその他株式及び端株に関する取扱については、取締役会の定める株式取扱規則による。</u></p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(商号) 第 1 条 (現行どおり)</p> <p>(目的) 第 2 条 (現行どおり)</p> <p>(本店の所在地) 第 3 条 (現行どおり)</p> <p>(公告方法) 第 4 条 当社の公告は、<u>電子公告により行う。</u> ② <u>やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。</u></p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株式</p> <p>(発行可能株式総数) 第 5 条 当社の<u>発行可能株式総数</u>は、<u>206, 400株とする。</u></p> <p>(自己株式の取得) 第 6 条 当社は、<u>会社法第165条第 2 項の規定により取締役会の決議によって自己の株式を取得</u>することができる。 <u>(株券の発行)</u> 第 7 条 当社は、<u>株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>(株主名簿管理人) 第 8 条 当社は、<u>株主名簿管理人を置く。</u></p> <p>② <u>株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</u></p> <p>③ 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、<u>株券喪失登録簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載または記録、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規則) 第 9 条 当社が発行する<u>株券の種類ならびに株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載または記録、その他株式または新株予約権に関する取扱い及び手数料については、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>(基準日)</p> <p>第9条 当会社の定時株主総会において株主（実質株主を含む。以下同じ。）の権利を行使すべき株主は毎決算期の最終の株主名簿に記載された株主とする。</p> <p>② 前項及び本定款に定めるほか、必要があるときは取締役会の決議によりあらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載された株主、<u>登録質権者または、端株原簿に記載された端株主</u>をもって、その権利を行使することができる株主、<u>登録質権者または端株主</u>とする。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集の時期)</p> <p>第10条 当会社の定時株主総会は、毎年12月に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に<u>随時これを招集する。</u></p> <p>(議長)</p> <p>第11条 <u>株主総会の議長は、取締役社長がこれに当る。</u></p> <p>② 取締役社長が事故にあるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役が<u>これに当る。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第12条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めのある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって<u>決する。</u></p> <p>② <u>商法第343条の定めによる決議及び商法その他法令において同条の決議方法が準用される決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第13条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、<u>その議決権を行使することができる。</u>この場合には、株主総会毎に、代理権を<u>証する書面</u>を当会社に提出しなければならない。</p>	<p>(基準日)</p> <p>第10条 当会社は、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>② 前項及び本定款に定めるほか、必要があるときは取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主<u>または登録株式質権者</u>とすることができる。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集の時期)</p> <p>第11条 当会社の定時株主総会は、毎年12月に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に招集する。</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第12条 <u>株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u></p> <p>② 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役が<u>株主を招集し、議長となる。</u></p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第13条 <u>当会社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(決議の方法)</p> <p>第14条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めのある場合を除き、出席した<u>議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>② <u>会社法第309条第2項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第15条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主<u>1名</u>を代理人として、議決権を行使することができる。この場合には、株主総会毎に、代理権を<u>証明する書面</u>を当会社に提出しなければならない。</p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>(議事録)</p> <p>第14条 株主総会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及び出席した取締役がこれに記名押印する。</p> <p>② (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(員数及び選任方法)</p> <p>第15条 当社の取締役は3名以上、10名以内とし、株主総会で選任する。</p> <p>② 取締役の選任決議は、総株主の議決権の数の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</p> <p>(累積投票の排除)</p> <p>第16条 (条文省略)</p> <p>(任期)</p> <p>第17条 取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② (条文省略)</p> <p>(代表取締役)</p> <p>第18条 社長は当会社を代表する。</p> <p>② 取締役会は、その決議により、当会社を代表する取締役を定める。</p> <p>(役付取締役)</p> <p>第19条 (新 設)</p> <p>取締役会は、その決議により、取締役の中から取締役社長1名を選任し、必要に応じて取締役会長1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選任することができる。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第20条 (条文省略)</p> <p>② 社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役がこれに当る。</p> <p>(取締役会の招集)</p> <p>第21条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の決議)</p> <p>第22条 (条文省略)</p>	<p>(議事録)</p> <p>第16条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。</p> <p>② (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役会の設置)</p> <p>第17条 当社は取締役会を置く。</p> <p>(員数及び選任方法)</p> <p>第18条 当社の取締役は3名以上、10名以内とし、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(累積投票の排除)</p> <p>第19条 (現行どおり)</p> <p>(任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>(代表取締役)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>② 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。</p> <p>③ 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、必要に応じて、取締役会長を1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第22条 (現行どおり)</p> <p>② 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</p> <p>(取締役会の招集)</p> <p>第23条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の決議)</p> <p>第24条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>(新 設)</p> <p>(取締役会の議事録) 第23条 取締役会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長並びに出席した取締役及び監査役がこれに記名押印する。</p> <p>② (条文省略)</p> <p>(取締役会規程) 第24条 (条文省略)</p> <p>(報酬及び退職慰労金) 第25条 取締役の報酬及び退職慰労金は、それぞれ株主総会の決議をもって定める。</p> <p>(新設)</p> <p>第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>(新 設)</p> <p>(員数及び選任方法) 第26条 当社の監査役は3名以上、5名以内とし、株主総会で選任する。</p> <p>② 監査役の選任の決議については、総株主の議決権の数の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって決する。</p> <p>(任期) 第27条 監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② (条文省略)</p> <p>(常勤の監査役) 第28条 監査役は、互選により常勤の監査役を定める。</p> <p>(監査役会の招集) 第29条 (条文省略)</p> <p>② (条文省略)</p>	<p>(取締役会決議の省略) 第25条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</p> <p>(取締役会の議事録) 第26条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>(取締役会規程) 第27条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の報酬等) 第28条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(社外取締役の責任免除) 第29条 当社は、社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第423条第1項の責任につき、法令に定める要件に該当する場合には、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p> <p>第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>(監査役及び監査役会) 第30条 当社は監査役及び監査役会を置く。</p> <p>(員数及び選任方法) 第31条 当社の監査役は3名以上、5名以内とし、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(任期) 第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>(常勤の監査役) 第33条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</p> <p>(監査役会の招集) 第34条 (現行どおり)</p> <p>② (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>(監査役会の決議) 第30条 (条文省略)</p> <p>(監査役会の議事録) 第31条 <u>監査役会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果を記載し、出席した監査役がこれに記名押印する。</u></p> <p>(監査役会規程) 第32条 (条文省略)</p> <p>(監査報酬及び退職慰労金) 第33条 <u>監査役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議をもって定める。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>(営業年度及び決算期) 第34条 <u>当会社の営業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までの1年とし、毎営業年度の末日を決算期とする。</u></p> <p>(利益配当金) 第35条 <u>利益配当金は、毎決算期の最終の株主名簿に記載された株主、登録質権者または最終の端株原簿に記載された端株主に対して支払う。</u></p> <p>(中間配当) 第36条 <u>当会社は、取締役会の決議により、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載された株主、登録質権者または最終の端株原簿に記載された端株主に対して商法第293条ノ5に定める金銭の分配(中間配当)を行うことができる。</u></p> <p>(除斥期間) 第37条 <u>利益配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>(監査役会の決議) 第35条 (現行どおり)</p> <p>(監査役会の議事録) 第36条 <u>監査役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p> <p>(監査役会規程) 第37条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の報酬等) 第38条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(社外監査役の責任免除) 第39条 <u>当会社は、社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第423条第1項の責任につき、法令に定める要件に該当する場合には、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>(事業年度) 第40条 <u>当会社の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までの1年とする。</u></p> <p>(剰余金の配当) 第41条 <u>当会社は、株主総会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当(以下「期末配当」という。)を行う。</u></p> <p>(中間配当) 第42条 <u>当会社は、取締役会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当(以下「中間配当」という。)を行うことができる。</u></p> <p>(除斥期間) 第43条 <u>期末配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">② <u>未払の期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。</u></p>